

1. 各計画の概要

計 画 名	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法 令	障害者基本法第 9 条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	児童福祉法第 33 条の 20
目 的	市町村障害者計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにする。	市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるように、必要量を見込み、その確保のための方策等を明らかにする。	市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られるように、必要量を見込み、その確保のための方策等を明らかにする。
内 容	保健、医療、教育、雇用、教育、居住、人権啓発等のテーマごとに障害者に関する基本的な方針に関することなど。 (中長期的な計画)	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関することなど。 (短期的な計画)	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関することなど。 (短期的な計画)
計 画 期 間	定めなし	3 年毎	3 年毎

【障害者基本法 第 9 条】 抜粋

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 88 条】 抜粋

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3～11 省略

【児童福祉法 第33条の20】 抜粋

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3～12 省略

2. 計画に関連する国の動向

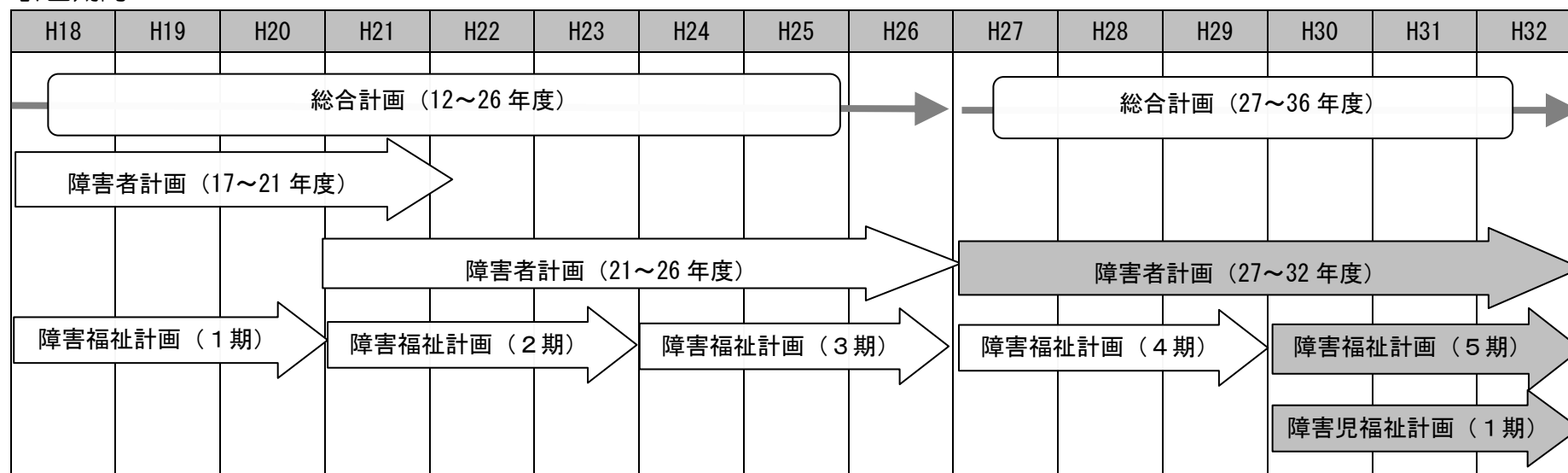
① 障害福祉計画

平成29年3月31日に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正が告示され、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画についての考え方が示されました。（資料4）

3. 葉山町障害者福祉計画

葉山町では、平成21年度より「障害者計画」「障害福祉計画」の両計画を「葉山町障害者福祉計画」として一体的に策定しています。

計画期間



今回は、第5期障害福祉計画の改訂及び第1期障害児福祉計画の策定になり、国の基本指針に基づき平成30～32年度の障害福祉サービス等の利用量を見込み、これに対応する体制づくりの見直しを行います。また、必要に応じて障害者計画の見直しも図ります。

